

○ 法人化以降、具体の各大学における授業料減免については、各法人ごとに基準を設けて実施している。

《国立大学の授業料減免の基準例》 A,B大学については典型例を抽出

(A大学の例)

(1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合(※)

(※)学力基準:学部等で定める標準修得単位数以上を修得した者で、免除申請時において通算GPAが2.0以上の者

(2) 各期の開始前6月以内において、学生の学資を主として負担している者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(B大学の例)

(1) 学生が経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。

(※)家計基準:給与収入521万円以下(学部学生で4人世帯、本人自宅外通学・公立高校生自宅通学兄弟1人がいるケースで、半額免除の場合)

学力基準:各学年で異なるが、学部1年…入学時は全員適格者

学部2年…成績が「優の単位数+良の単位数 \geq 可の単位数+10」の者

(2) 学生又は当該学生の学資負担者が、風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められるとき。